

証券コード 7426

(発送日) 2025年6月11日

(電子提供措置開始日) 2025年6月6日

株 主 各 位

宮城県石巻市潮見町2番地の3

**株式会社 山 大**

代表取締役社長 高橋 暢 介

## 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7426/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「山大」又は「コード」に当社証券コード「7426」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午後2時
2. 場 所 宮城県石巻市千石町2番10号  
石巻グランドホテル  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
  - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

# 事業報告

( 2024年4月 1日から  
2025年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、インバウンド旅行客数の増加や投資の増加等により景気は緩やかに回復していますが、不安定な国際情勢の中、資源高により物価の上昇基調が続いており、金融資本市場の変動等により、依然として不透明な状況が続いております。

住宅建築業界におきましては、物価の高騰等により新設住宅着工戸数は軟調に推移しております。また、ウクライナ情勢の長期化等による資源価格等の高騰などにより、先行きは不透明な状況が続いております。当連結会計年度の全国の新設住宅着工戸数は81万戸（前期比2.0%増）、当社に關係が深い木造住宅の新設着工戸数につきましては46万戸（前期比3.6%増）となりました。

このような環境の中、公共建築物等木材利用促進法の施行から13年を迎え、2021年10月に施行された改正法により、対象が公共建築物から一般建築物へと拡大されました。これを受け、当社は「木の温もりと笑顔あふれる社会」の実現を目指し、非住宅建築における木造化を推進しております。地産地消の認証木材や合法木材（クリーンウッド法）の使用を通じ、森林保護や高性能住宅によるCO<sub>2</sub>排出抑制に取り組み、地球温暖化防止へ貢献しています。

住宅資材事業では、プレカット受注を主軸とし、建材・住設・エクステリアを含めたトータル受注体制の強化に努めました。また、自社製材工場「ウッド・ミル」ブランドによる国産人工乾燥杉製材「宮城の伊達な杉」の普及に向け、「宮城の伊達な杉の家を創る会」と連携し販売を推進しました。

建設事業では、「杉とともに300年 確かな技術が届けるこちよい暮らし」をコンセプトに植林から製材、建築、アフターサービスまでトータルに手掛けており、宮城県産の「宮城の伊達な杉」を使用した骨組みを採用しています。地産地消の最高ブランドである材料と技術で人と人が創り上げていく住まいを販売してまいりました。

また、2024年11月には、ビィ・エル・シー株式会社の株式を取得し、子会社化いたしました。なお、ビィ・エル・シー株式会社においては、みなし取得日を2024年12月31日としているため、当連結会計年度はビィ・エ

ル・シー株式会社の2025年1月1日から2025年3月31日までの3か月間を連結しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,138百万円、営業損失375百万円、経常損失361百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,436百万円となりました。

なお、セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。（各セグメントの売上高は、外部顧客に対するものであります。）

ア．住宅資材事業

大型木造物件と地域に根ざした営業展開を図るため地場工務店に対する営業活動に注力しましたが、物価の高騰等により新設住宅着工戸数は軟調に推移し、また、原油等の資源価格の高騰や仕入資材等の価格の高騰により工場の製造原価率が上昇したこと等により、売上高2,940百万円、営業損失152百万円となりました。

イ．建設事業

注文住宅等の競争が厳しく、売上高1,131百万円、営業損失0百万円となりました。

ウ．賃貸事業

賃貸事業は、売上高65百万円、営業利益39百万円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において当社が実施した設備投資額は141百万円であり、その主な内容は、賃貸事業用建物の建設72百万円及び木材加工機械の取得64百万円等によるものであります。

③資金調達の状況

当連結会計年度中に、株式取得資金として、金融機関より長期借入金300百万円の調達を行いました。また、運転資金として長期借入金186百万円の調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第67期 2024年度 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	4,138,547
経常損失 (△) (千円)	△361,052
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△1,436,955
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△1,293.58
総 資 産 (千円)	5,212,797
純 資 産 (千円)	2,156,722
1株当たり純資産 (円)	1,941.53

(注) 第67期 (当連結会計年度) より連結計算書類を作成しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第64期 2021年度	第65期 2022年度	第66期 2023年度	第67期 2024年度 (当事業年度)
売上高 (千円)	4,794,514	5,055,559	4,480,356	4,057,679
販売費及び一般管理費 (千円)	636,831	729,052	731,325	735,495
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	305,223	181,802	△124,665	△319,543
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	296,344	102,975	△152,340	△1,394,565
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	266.76	92.70	△137.14	△1,255.42
総 資 産 (千円)	6,244,293	6,375,605	6,059,315	4,866,766
純 資 産 (千円)	3,729,772	3,801,118	3,622,944	2,199,111
1株当たり純資産 (円)	3,357.47	3,421.84	3,261.45	1,979.69

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ビィ・エル・シー株式会社	50,000千円	100.0%	住宅資材事業 建築材料・部材・建築内装材 の生産・販売

### (4) 対処すべき課題

我が国経済は、グローバル化の進む中であらゆる面で世界各国との関係が深耕しております。中東およびウクライナ情勢の長期化などにより、原燃料・原材料価格が高騰し、各国とのサプライチェーンが密接に連携していることが改めて浮き彫りとなりました。

そのような中で、住宅着工数の減少が予想され、木材、建築業界においては適切な技術や専門知識を持つ職人不足が深刻化する状況で、革新技術とデジタル化への対応が必要となっております。当社においては高性能木材加工機械フンデガーK2i1250・650をフル活用し高性能羽柄加工機を増設することでマーケットの要望に応じてまいります。また、山林の植林から伐採及び木造建築の建て方を志す若い職人を育成し、内製化することで雇用機会の創出にも貢献してまいります。

当社は、内部統制やコンプライアンス体制の充実を図り、国産材杉製材「宮城の伊達な杉」やプレカット工場製品の生産プロセスの効率化、品質管理システムの強化をおこない、生産性向上による価格競争力や品質確保を目指し、継続的な事業収益と企業価値の向上を図り事業を通じて社会貢献に努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

セグメント		事業の内容
住宅資材事業	住宅資材及び建設資材の販売	木材・建材・住宅設備機器・合板等の卸・小売販売
	木材の加工	木材のコンピュータカット（大型物件等）加工・防腐加工・人工乾燥加工・製材・室内ドア製造等
	自山林の植林及び育成	主にスギ、ヒノキ等の植林、育成
建設事業	住宅建築・大型木造建築及び分譲住宅・不動産の販売・仲介	大型木造建築・木造注文住宅・建築物の設計・施工・監理及び分譲住宅、不動産の売買・仲介等
賃貸事業	不動産の賃貸等	不動産の賃貸等

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

①当社

株式会社	本社	宮城県石巻市潮見町2番地の3	
	住宅資材事業部	本店	宮城県石巻市雲雀野町一丁目7番地の1
		仙台支店	宮城県仙台市宮城野区仙台北一丁目6番地の8
		流通センター	宮城県石巻市雲雀野町一丁目7番地の1
	建設事業部	ホーム本店	宮城県石巻市雲雀野町一丁目7番地の1
		木構造特殊建築室	宮城県石巻市雲雀野町一丁目7番地の1
	開発生産部	ウッド・ミル	宮城県石巻市潮見町14番地13
		プレカット工場	宮城県石巻市潮見町2番地の3
		Y P 木材工場	宮城県石巻市潮見町3番地2

②子会社

ビー・エル・シー(株)	本社	東京都千代田区神田須田町二丁目7番地2
	ミサトセンター	埼玉県三郷市彦川戸二丁目9番地1

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
住宅資材事業	88 (4) 名	— (—)
建設事業	16 (1)	— (—)
賃貸事業	1 (—)	— (—)
全社 ( 共通 )	10 (—)	— (—)
合計	115 (5)	— (—)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
105 (3) 名	1名減 (—)	41.7歳	11.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

①当社

借入先	借入額
株式会社七十七銀行	799,852千円
株式会社日本政策金融公庫	418,968
株式会社三井住友銀行	5,000
株式会社三菱UFJ銀行	5,000
株式会社みずほ銀行	5,000
株式会社岩手銀行	5,000
三井住友信託銀行株式会社	5,000

②子会社

借入先	借入額
株式会社七十七銀行	96,666千円
株式会社きらぼし銀行	81,698
株式会社日本政策金融公庫	56,940
株式会社商工組合中央金庫	53,688
朝日信用金庫	22,494

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 4,200,000株
- ②発行済株式の総数(自己株式76,529株を除く) 1,110,839株
- ③株主数 1,267名
- ④大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社エステートヤマダイン	297,200株	26.75%
株式会社山友殖林	40,800	3.67
高 橋 恒	40,700	3.66
高 橋 武 一	35,480	3.19
株式会社七十七銀行	30,000	2.70
高 橋 嘉 之	26,440	2.38
高 橋 茂 之	25,960	2.34
楽天証券株式会社	21,100	1.90
須山木材株式会社	20,000	1.80
高 橋 勝	19,040	1.71

- (注) 1. 当社は、自己株式を76,529株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 暢 介	有限会社エステートヤマダイン代表取締役
取 締 役	阿 部 竜 也	ビィ・エル・シー株式会社代表取締役
取 締 役	穴 戸 広 光	社長補佐
取 締 役	阿 部 哲 也	住宅資材事業部部长兼開発生産部部长
取 締 役	高 橋 拓 宏	建設事業部部长
取 締 役	高 橋 猛	
常 勤 監 査 役	本 田 典 雄	
監 査 役	長谷川 隆 司	税理士
監 査 役	佐 藤 光 弘	税理士

- (注) 1. 取締役高橋猛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役長谷川隆司氏及び佐藤光弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役長谷川隆司氏及び佐藤光弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査役長谷川隆司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役及び監査役と責任限定契約は締結しておりません。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為等の事由に起因する損害賠償請求等の場合には填補の対象としないこととしております。
7. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
阿 部 哲 也	住宅資材事業部部长 兼開発生産部部长	住宅資材事業部 部長	2025年4月1日

②当事業年度中に退任した取締役及び監査役  
該当事項はありません。

③取締役及び監査役に支払った報酬等の総額  
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	32,790 (2,400)	32,790 (2,400)	—	—	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9,504 (3,360)	9,504 (3,360)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	42,294 (5,760)	42,294 (5,760)	—	—	9 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第35回定時株主総会において年額130百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2011年8月30日開催の第53回定時株主総会において年額15百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 基本方針

- ・優秀な人材を確保できる報酬とします。
- ・企業業績と企業価値の向上を動機づける報酬とします。
- ・透明性、公正性、合理性の高い報酬体系とします。
- ・報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績等を踏まえて見直しをします。

2. 報酬体系及び報酬決定の手続

取締役の報酬は、取締役会で代表取締役社長に一任して、代表取締役社長が決定し、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行います。また、報酬の構成割合は、取締役会にて決定します。

取締役の報酬体系(社外取締役は固定報酬のみとする。)は、固定報酬と賞与から構成され、固定報酬は取締役としての責務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定されますが、その総額は株主総会において承認されています。

賞与は、会社業績(前期、当期)及び個人業績に応じて、配分額と時期を取締役会で決定します。

監査役の報酬は、固定報酬のみとし、株主総会において承認された範囲内で、監査役の協議に基づき各人への配分を決定します。

3. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、各取締役の報酬額の決定を代表取締役社長に委任する決議を行っております。また、代表取締役は各取締役の担当職務、各期の業績、同業他社の動向および経営状況等を最も把握しております。このことから、優秀な人材を確保でき、企業価値の向上を動機づけ、合理性が高いという決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長高橋暢介に対し各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

#### ④社外役員等に関する事項

- イ、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ロ、会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。
- ハ、当事業年度における主な活動状況  
・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（22回開催）		監査役会（6回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 高橋 猛	22回	100%		
社外監査役 長谷川 隆 司	22回	100%	6回	100%
社外監査役 佐藤 光 弘	21回	95%	6回	100%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役高橋猛氏は、長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

また、社外監査役長谷川隆司氏及び佐藤光弘氏は、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

- ・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役高橋猛氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、取締役会では積極的に意見を述べており、特に財務面について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役の職務の執行に対する助言等を行うことにより、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ①名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ①当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は、コンプライアンスの精神を当社グループの役職員に伝えることにより、法令および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。

また、管理部は、当社グループのコンプライアンスの取組みを統括し、内部監査部門は、当社グループのコンプライアンスの状況を監査します。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を保存します。

### ③当社グループの損失の危険の管理、その他の体制

管理部部長が当社グループのリスクを総括的に管理します。

### ④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。

- イ. 役付取締役・当社グループの社長等を構成員とする会議の設置
- ロ. 取締役・監査役を構成員とする経営会議の設置
- ハ. 取締役会による月次業績の検討と改善策の実施

### ⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ内企業から当社への報告および協議方法を整備し、グループ全体でリスク管理・業務の適正性を高めます。また、子会社に対しては、営業成績・財務状況その他重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けます。

### ⑥監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および実効性確保に関する事項

監査役は、内部監査部門等の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に従わなければならない、取締役の指揮命令を受けないものとします。

⑦取締役、使用人およびグループ会社の取締役等が監査役会に報告するための体制  
その他の監査役会への報告ならびに不利益取扱いの禁止に関する体制  
取締役または使用人は、監査役求めに応じて職務執行に関する事項を、また当社グループに重要な影響を与える可能性がある事項が判明したときは、その事項を監査役会に報告します。この報告を行った者に対し、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

⑧その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は取締役会およびその他の重要な会議に出席し、会計監査人等と連携をし、業務執行等を充分監視できる体制とします。また、監査役がその職務に関して、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当社は速やかに対応するものとする。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
代表取締役社長は、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施しています。また、内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査しています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存は適切に行われています。

③当社グループの損失の危険の管理、その他の体制  
管理部部長が当社グループ全体のリスクを適切に管理しています。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化が図られています。  
イ. 役付取締役・当社グループの社長等を構成員とする会議の設置  
ロ. 取締役・監査役を構成員とする経営会議の設置  
ハ. 取締役会による月次業績の検討と改善策の実施

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
子会社より、営業成績・財務状況その他重要な情報について当社への定期的な報告を受ける等、業務の適正を確保するための取組みを実施しています。

- ⑥監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の独立性は十分確保されています。

- ⑦取締役、使用人およびグループ会社の取締役等が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告ならびに不利益取扱の禁止に関する体制  
監査役会に対する取締役や使用人からの職務執行に関する報告及び重要な情報の報告は適切に行われています。

- ⑧その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席して意見交換を実施しています。監査が実効的に行われることは十分に確保されています。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>2,727,980</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,611,388</b>
現金及び預金	1,233,531	支払手形及び買掛金	272,802
受取手形及び売掛金	480,206	電子記録債務	479,918
完成工事未収入金等	126,009	工事未払金	186,528
商品及び製品	207,837	短期借入金	195,000
仕掛品	160,920	1年内返済予定の長期借入金	272,100
原材料及び貯蔵品	102,495	設備関係電子記録債務	7,613
販売用土地建物	387,417	未払金	97,718
未成工事支出金	2,031	未払法人税等	5,104
その他	27,860	契約負債	25,762
貸倒引当金	△330	賞与引当金	17,976
<b>固定資産</b>	<b>2,484,817</b>	完成工事補償引当金	4,330
<b>有形固定資産</b>	<b>2,314,689</b>	その他	46,533
建物及び構築物	189,431	<b>固定負債</b>	<b>1,444,686</b>
機械装置及び運搬具	465	長期借入金	1,088,206
土地	1,890,397	繰延税金負債	20,368
山林	232,079	再評価に係る繰延税金負債	64,476
その他	2,315	退職給付に係る負債	207,901
<b>無形固定資産</b>	<b>18,710</b>	資産除去債務	5,000
のれん	16,867	その他	58,733
その他	1,842	<b>負債合計</b>	<b>3,056,075</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>151,416</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	21,972	<b>株主資本</b>	<b>2,005,718</b>
長期貸付金	5,234	資本金	1,103,184
差入保証金	31,936	資本剰余金	97,927
その他	94,818	利益剰余金	858,920
貸倒引当金	△2,544	自己株式	△54,312
<b>資産合計</b>	<b>5,212,797</b>	その他の包括利益累計額	151,003
		その他有価証券評価差額金	10,792
		土地再評価差額金	140,211
		<b>純資産合計</b>	<b>2,156,722</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,212,797</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		4,138,547
売 上 原 価		3,714,120
売 上 総 利 益		424,427
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		799,964
営 業 損 失		△375,536
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	507	
受 取 配 当 金	1,966	
受 取 助 成 金	5,609	
仕 入 割 引	4,691	
そ の 他	11,197	23,972
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,782	
そ の 他	706	9,488
経 常 損 失		△361,052
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,386	
減 損 損 失	1,114,616	
そ の 他	1,218	1,119,220
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△1,480,273
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,578	
法 人 税 等 調 整 額	△45,896	△43,318
当 期 純 損 失		△1,436,955
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△1,436,955

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,103,184	97,927	2,420,612	△54,312	3,567,410
当連結会計年度変動額			-		-
剰 余 金 の 配 当			△27,770		△27,770
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△1,436,955		△1,436,955
土地再評価差額金の取崩			△96,965		△96,965
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)			-		-
当連結会計年度変動額合計	-	-	△1,561,691	-	△1,561,691
当連結会計年度末残高	1,103,184	97,927	858,920	△54,312	2,005,718

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計		
	そ 有 評	の 価 証 額	他 他 金		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当連結会計年度期首残高		9,139		46,394	55,534	3,622,944
当連結会計年度変動額					-	-
剰 余 金 の 配 当					-	△27,770
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					-	△1,436,955
土地再評価差額金の取崩					-	△96,965
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	1,652		93,816		95,469	95,469
当連結会計年度変動額合計	1,652		93,816		95,469	△1,466,222
当連結会計年度末残高		10,792		140,211	151,003	2,156,722

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 ビイ・エル・シー株式会社

#### (2) 連結の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

当連結会計年度からビー・エル・シー株式会社を連結の範囲に含めております。これは、ビー・エル・シー株式会社の全株式を取得し子会社化したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ビー・エル・シー株式会社の決算日は3月31日であります。2024年12月31日をみなし取得日としており、かつ連結決算日との差異が3か月を超えないことから、当連結会計年度はビー・エル・シー株式会社の2025年1月1日から2025年3月31日までの3か月間を連結しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・商品 移動平均法
- ・製品・原材料・仕掛品 総平均法
- ・販売用土地建物・未成工事支出金 個別法

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	22～47年
機械装置及び運搬具	8年

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、取立不能見込額を計上しております。

### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ハ. 完成工事補償引当金

引渡済建物の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、過去2年間の実績を基礎として計上しております。

## ④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### イ. 住宅資材事業

当社及び連結子会社においては、木材・建材・製材品・住設機器等の販売並びに木材の加工・販売を主な事業としており、これらの商品又は製品については、商品又は製品を引渡した時点で、顧客が支配し履行義務を充足したと判断しております。販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間は2～3日間であり通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。代金は概ね2～3ヶ月以内に受領しており重要な金融要素は含んでおりません。

## ロ. 建設事業

建設事業では、顧客との契約において受注した請負工事について、施工して引渡す義務を負っており、原則全ての工事について履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定については、当社から顧客に対する工事成果物の提供は、発生原価が履行義務の充足における工事の進捗度に寄与及び比例していることから、発生原価に基づくインプット法により行っております。また、工事請負契約において引渡し後所定の期間内に判明した目的物の種類、品質又は数量に関する契約内容不適合等に対して無償で修理等を行う保証義務(契約不適合責任)を有しております。当該保証義務は、工事物件が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに完成しているという保証を顧客に提出するものであるため、完成工事補償引当金として認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。取引の対価は、主に、履行義務の充足の進捗に応じて契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足したのち概ね2ヶ月以内に支払いを受けております。

### ⑤ その他連結計算書類の作成のための基準となる重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間      のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法      当社及び連結子会社は、従業員の退職給付(退職一時金)に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務を退職給付に係る期末自己都合要支給額により算定し、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。連結子会社は退職一時金制度によっており、その一部について中小企業退職金共済制度(中退共)に加入し、勤続年数に応じて月額定額掛金を設定し拠出しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に関する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める

経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

当該事項はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識)

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完成工事高  
949,636千円

#### (2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

##### ① 算出方法

当社は、一定の期間にわたり履行義務を充足する場合は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

##### ② 主要な仮定

工事契約に関しては、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法を採用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び期末時点における工事進捗度を計算する必要があります。それらを算出するには、見積りによる仮定を前提とする必要があります。工事原価総額は、工事案件ごとの実行予算に基づいて見積もっております。実行予算は、期末日時点で入手可能な情報に基づき、完成までに必要となる建設資材、人工及び外注費等の諸条件について仮定を設定し、工事案件ごとに計算しております。また、工事着手後も継続的に実行予算と実際発生原価の比較を行い、適時に実行予算の見直しを行っております。

##### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

建設資材や労務単価等の価格変動、工事契約の改定等、事前予測が困難な事象が工事着手後に発生する場合には、その仮定に不確実性を与えることがあります。そのため、それら予測できない事象が発生した場合には、翌連結会計年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(株式会社山大が保有する固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,031,765千円
減損損失	1,114,616千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

株式会社山大は、住宅資材事業、建設事業、各賃貸物件をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。当事業年度において、営業損益が過去2期連続してマイナスとなった場合及び各事業及び賃貸物件の固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された各事業及び賃貸物件については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該各事業及び賃貸物件の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。正味売却価額は、金額的に重要な固定資産について、不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に準じた方法により算定した評価額、もしくは路線額を基準に合理的な見積りにより算定しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、適切な権限を有する経営者の承認を得た事業計画に基づく将来の収益予測及び営業利益予測に基づいております。割引前将来キャッシュ・フローの合計及び使用価値の算定にあたっては、当社は土地を主要な資産としており、見積り期間を20年としております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

事業環境の変化等により事業計画の収益予測及び営業利益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の内訳

完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は次のとおりであります。

完成工事未収入金	24千円
契約資産	125,985千円

### (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

建物及び構築物	103,368千円
土地	1,252,546千円
計	1,355,914千円

#### ② 担保に係る債務

短期借入金	170,000千円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,105,760千円
計	1,275,760千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 3,861,297千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,187,368株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	27,770	25.00	2024年3月31日	2024年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,216	20.00	2025年3月31日	2025年6月30日

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形、売掛金及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は

主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価を把握しております。

営業債務である支払手形、買掛金、電子記録債務及び工事未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。このうち一部は変動金利であり、金利変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 投資有価証券 その他有価証券	19,012	19,012	—
② 長期借入金 （1年以内返済予定含む）	(1,360,306)	(1,340,132)	(20,173)

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「完成工事未収入金等」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「工事未払金」、および「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、2,960千円であります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券	19,012	—	—	19,012

②時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	—	(1,340,132)	—	(1,340,132)

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金 (1年以内返済予定含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、宮城県において賃貸収益を得ることを目的として、賃貸用のマンションや貸家及び賃貸商業施設を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は44,853千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 (千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,067,448	△276,703	790,744	946,911

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸等不動産の取得71,965千円、主な減少額は賃貸等不動産の減損損失の計上304,028千円であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に準じた方法により算定した評価額、もしくは一定の評価額や指標を用いて調整した金額であります。
4. 当連結会計年度から連結計算書類を作成しているため、期首残高は当社の期首残高を記載しております。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	住宅資材事業	建設事業	賃貸事業	
素材	14,922	-	-	14,922
製材品	188,303	-	-	188,303
建材	732,917	-	-	732,917
住設機器	365,721	-	-	365,721
合板	151,010	-	-	151,010
加工品	1,488,083	-	-	1,488,083
完成工事高	-	1,071,419	-	1,071,419
土地販売収入	-	39,700	-	39,700
建売販売収入	-	19,454	-	19,454
仲介収入	-	1,288	-	1,288
顧客との契約から生じる収益	2,940,958	1,131,862	-	4,072,820
その他の収益	-	-	65,726	65,726
外部顧客への売上高	2,940,958	1,131,862	65,726	4,138,547

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約資産の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	245,182
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	24
契約資産 (期首残高)	-
契約資産 (期末残高)	125,985

契約資産は、工事請負契約について期末日時点で履行義務を充足しているものの未請求の対価に対する権利に関するものであります。契約資産は対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えております。工事請負契約に対する対価は、顧客との工事請負契約に基づき請求し、受領しております。

## ②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 1株当たりの純資産額     | 1,941円53銭  |
| (2) 1株当たりの当期純損失(△) | △1,293円58銭 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

(減損損失)

当連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
住宅資材事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地等	宮城県仙台市、石巻市
建設事業用資産	建物及び構築物等	宮城県石巻市
賃貸事業用資産	建物及び構築物、土地等	宮城県仙台市、石巻市他
全社共用資産	建物及び構築物、土地等	宮城県石巻市

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業部門を基本単位としております。賃貸不動産については、物件単位毎にグルーピングを行っております。また、連結子会社は一つの単位としてグルーピングを行っております。

当社は、継続的な営業損失のマイナスにより回収可能価額が帳簿価額を下回る資産について減損処理を行い、減損損失1,114,616千円を計上しました。

その内訳は以下のとおりであります。

(減損損失の内訳)

種類	金額(千円)
建物及び構築物	585,195
機械装置及び運搬具	70,175
土地	435,078
その他	24,167

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に準じた方法により算定した評価額、路線価による相続税評価額又は固定資産税評価額に処分見込額を調整し算定しております。

#### (企業結合等関係)

##### 取得による企業結合

当社は、2024年10月15日開催の取締役会において、ビー・エル・シー株式会社の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2024年11月1日付で全株式を取得しました。

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称     ビー・エル・シー株式会社  
事業内容                建築材料・部材・建築内装材の生産・販売

##### ② 企業結合を行った主な理由

ビー・エル・シー株式会社は、首都圏を中心にツーバイフォー工法をはじめとした一般住宅向けの造作部材・室内ドアの規格化及び製品の販売を主要事業とする会社です。同社を子会社化する事により新たに内装建材販売事業を当社グループに取り込み、双方のお客様に各々の強み有る商材を提供する事を通じ宮城県外の拠点拡充がなされ、グループ相乗効果が見込める事から同社の全株式を取得し子会社化する事と致しました。

##### ③ 企業結合日

2024年11月1日（株式取得日）  
2024年12月31日（みなし取得日）

##### ④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

##### ⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

##### ⑥ 取得した議決権比率

100%

##### ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

#### (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年1月1日から2025年3月31日まで

#### (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	340,000千円
取得原価		340,000千円

#### (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等     38,918千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

17,755千円

② 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

5年にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	351,064千円
固定資産	372,447千円
資産合計	723,511千円
流動負債	183,567千円
固定負債	217,699千円
負債合計	401,266千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額及びその算定方法

影響の概算額については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>2,390,095</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,476,781</b>
現金及び預金	1,028,365	支払手形	45,790
受取手形	57,690	電子記録債務	479,918
売掛金	387,463	買掛金	202,481
完成工事未収入金等	126,009	工事未払金	186,528
商品及び製品	158,592	短期借入金	195,000
仕掛品	144,255	1年以内返済予定の長期借入金	180,128
原材料及び貯蔵品	83,643	リース債務	2,670
販売用土地建物	387,417	設備関係電子記録債務	7,613
未成工事支出金	2,031	未払金	96,533
前払費用	6,132	未払費用	10,510
未収入金	4,109	未払法人税等	4,924
その他	4,714	契約負債	25,762
貸倒引当金	△330	前受金	4,532
<b>固定資産</b>	<b>2,476,670</b>	預り金	5,461
<b>有形固定資産</b>	<b>2,031,765</b>	賞与引当金	17,000
建物	180,388	完成工事補償引当金	4,330
土地	1,619,297	その他	7,594
山林	232,079	<b>固定負債</b>	<b>1,190,872</b>
投資その他の資産	<b>444,905</b>	長期借入金	868,692
投資有価証券	21,972	リース債務	8,985
関係会社株式	378,918	繰延税金負債	1,219
出資金	12,320	再評価に係る繰延税金負債	64,476
長期貸付金	5,234	退職給付引当金	202,750
破産更生債権等	1,834	預り敷金	44,748
差入保証金	26,870	<b>負債合計</b>	<b>2,667,654</b>
その他	300	(純資産の部)	
貸倒引当金	△2,544	<b>株主資本</b>	<b>2,048,108</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,866,766</b>	資本金	1,103,184
		資本剰余金	97,927
		資本準備金	97,927
		利益剰余金	901,310
		利益準備金	46,122
		その他利益剰余金	855,187
		別途積立金	2,280,000
		繰越利益剰余金	△1,424,812
		<b>自己株式</b>	<b>△54,312</b>
		評価・換算差額等	151,003
		その他有価証券	10,792
		評価差額金	
		土地再評価差額金	140,211
		<b>純資産合計</b>	<b>2,199,111</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,866,766</b>

(金額は千円未満を切り捨てております。)

## 損 益 計 算 書

( 2024年4月 1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,057,679
売 上 原 価		3,656,738
売 上 総 利 益		400,941
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		735,495
営 業 損 失		△334,554
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,392	
仕 入 割 引	4,603	
受 取 助 成 金	5,609	
雑 収 入	11,124	23,729
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,020	
雑 損 失	698	8,718
経 常 損 失		△319,543
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	3,386	
減 損 損 失	1,114,616	1,118,002
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,437,546
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,754	
法 人 税 等 調 整 額	△45,734	△42,980
当 期 純 損 失		△1,394,565

(金額は千円未満を切り捨てております。)

# 株主資本等変動計算書

( 2024年4月 1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,103,184	97,927	97,927	43,345	2,480,000	△102,733	2,420,612
当 期 変 動 額							
利益準備金の積立				2,777		△2,777	－
別途積立金の積立					△200,000	200,000	－
剰余金の配当						△27,770	△27,770
当期純損失						△1,394,565	△1,394,565
土地再評価差額金の崩 取						△96,965	△96,965
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	2,777	△200,000	△1,322,079	△1,519,302
当 期 末 残 高	1,103,184	97,927	97,927	46,122	2,280,000	△1,424,812	901,310

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△54,312	3,567,410	9,139	46,394	55,534	3,622,944
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立		－			－	－
別途積立金の積立		－			－	－
剰余金の配当		△27,770				△27,770
当期純損失		△1,394,565				△1,394,565
土地再評価差額金の崩 取		△96,965				△96,965
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,652	93,816	95,469	95,469
当 期 変 動 額 合 計	－	△1,519,302	1,652	93,816	95,469	△1,423,832
当 期 末 残 高	△54,312	2,048,108	10,792	140,211	151,003	2,199,111

(金額は千円未満を切り捨てております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

イ.子会社株式 移動平均法による原価法

ロ.その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・商品 移動平均法

・製品・原材料・仕掛品 総平均法

・販売用土地建物・未成工事支出金 個別法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 22～47年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、取立不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③完成工事補償引当金

引渡済建物の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、過去2年間の実績を基礎として計上しております。

#### ④退職給付引当金

従業員の退職給付（退職一時金）に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を退職給付に係る期末自己都合要支給額により算定し、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ①住宅資材事業

当社は、木材・建材・製材品・住設機器等の販売並びに木材の加工・販売を主な事業としており、これらの商品又は製品については、商品又は製品を引渡した時点で、顧客が支配し履行義務を充足したと判断しております。販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間は2～3日間であり通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。代金は概ね2～3ヶ月以内に受領しており重要な金融要素は含んでおりません。

#### ②建設事業

建設事業では、顧客との契約において受注した請負工事について、施工して引渡す義務を負っており、原則全ての工事について履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定については、当社から顧客に対する工事成果物の提供は、発生原価が履行義務の充足における工事の進捗度に寄与及び比例していることから、発生原価に基づくインプット法により行っております。また、工事請負契約において引渡し後所定の期間内に判明した目的物の種類、品質又は数量に関する契約内容不適合等に対して無償で修理等を行う保証義務（契約不適合責任）を有しております。当該保証義務は、工事物件が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに完成しているという保証を顧客に提出するものであるため、完成工事補償引当金として認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期

間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で 収益を認識しております。取引の対価は、主に、履行義務の充足の進捗に応じて契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足したのち概ね2ヶ月以内に支払いを受けております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類における注記に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 4. 表示方法の変更

(貸借対照表)

流動負債の「支払手形」に含めていた「電子記録債務」及び流動負債の「設備関係支払手形」に含めていた「設備関係電子記録債務」は重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

## 5. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完成工事高  
949,636千円

(2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

連結注記表(「4. 会計上の見積りに関する注記」)に記載した内容と同一であります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,031,765千円
減損損失	1,114,616千円

(2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

連結注記表(「4. 会計上の見積りに関する注記」)に記載した内容と同一であります。

## 6. 貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の内訳

完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は次のとおりであります。

完成工事未収入金	24千円
契約資産	125,985千円

(2) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は、3,717,384千円であります。

(3) 担保に供している資産

建物	94,325千円
土地	981,446
計	1,075,772

上記の物件は、短期借入金170,000千円及び長期借入金（1年以内返済予定額を含む）1,048,820千円の担保に供しております。

(4) 国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	281,424千円
構築物	83,347
機械及び装置	758,954
車両運搬具	13,020
工具器具及び備品	5,700
土地	216,960
山林	5,635
計	1,365,041

(5) 保証債務

該当事項はありません。

(6) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号 平成13年3月31日改正）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額金については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めた方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法に基づいて算定しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における  
時価と再評価及び減損後の帳簿価額  
との差額 50,641千円

(7) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越極度額	1,950,000千円
借入実行残高	195,000
差引額	1,755,000

## 7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高	4,864千円
-----------------	---------

(2) 減損損失

減損損失については、連結注記表「12. その他の注記」に記載している内容と同一であります。

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,187,368株	一株	一株	1,187,368株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	76,529株	一株	一株	76,529株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	27,770	25.00	2024年3月31日	2024年6月28日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2025年6月27日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,216	20.00	2025年3月31日	2025年6月30日

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
賞与引当金	5,202
貸倒引当金	902
税額控除繰越額	11,207
退職給付引当金	63,866
有形固定資産	360,607
投資有価証券	2,564
税務上の繰越欠損金	135,320
その他	6,354
計	586,026
評価性引当額	△586,026
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△1,219
繰延税金負債合計	△1,219
繰延税金負債の純額	△1,219
再評価に係る繰延税金負債	△64,476

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(2) 関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	高橋暢介	—	当社代表取締役社長	建設工事の請負	27,948	預り金	197

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

役員及び役員近親者と当社との取引については、当社と関連を有しない会社又は個人との取引と同様に建築原価を勘案した当社見積価格を提示し、価格交渉の上決定しております。

### 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,979円69銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△1,255円42銭

### 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 13. その他の注記

(退職給付関係)

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。

#### (2) 確定給付制度

##### ①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	202,220千円
退職給付費用	19,575
退職給付の支払額	△17,045
退職給付引当金の期末残高	202,750

##### ②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	202,750
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	202,750
退職給付引当金	202,750
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	202,750

##### ③簡便法で計算した退職給付費用

勤務費用	19,575
退職給付費用	19,575

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

株式会社 山 大  
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
仙 台 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 陸 田 雅 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 澤 田 修 一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山大の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山大及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

株式会社 山 大  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ  
仙 台 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 澤 田 修 一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山大的2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作

成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

株式会社 山 大 監査役会

常 勤 監 査 役 本 田 典 雄 ⑩

社 外 監 査 役 長 谷 川 隆 司 ⑩

社 外 監 査 役 佐 藤 光 弘 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

### 1. 期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は22,216,780円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

第67期は誠に遺憾ながら、当期純損失を計上することになり、繰越利益剰余金がマイナスとなりましたので、その欠損補填及び株主の皆様への配当を実施するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

#### (1) 増額する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	1,550,000,000円
---------	----------------

#### (2) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	1,550,000,000円
-------	----------------

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	高橋 暢介 (1987年12月29日生)	2010年4月 当社入社 2016年10月 当社住宅資材事業部直需部仙台支店一課主任 2017年6月 当社取締役管理部部長 2018年6月 当社代表取締役社長 2023年4月 有限会社エステートヤマダイン代表取締役（現任） （現在に至る）	一株
2	阿部 竜也 (1967年8月15日生)	2020年4月 SMB建材株式会社西日本建材本部近畿営業一部長 2021年5月 当社入社 2021年5月 当社執行役員 2021年6月 当社常務取締役営業統括 2023年4月 当社常務取締役 2023年6月 当社専務取締役 2024年4月 当社専務取締役管理部統括 2024年6月 当社取締役管理部統括 2024年11月 当社取締役社長補佐 2024年11月 子会社ビィ・エル・シー株式会社代表取締役（現任） （現在に至る）	一株
3	宍戸 広光 (1963年1月6日生)	1996年8月 当社入社 2004年4月 当社開発生産部キャド・キャム管理センター次長職センター長 2009年7月 当社開発生産部開発技術部長兼キャド・キャム管理センター長 2011年1月 当社ホーム事業部部長兼ホーム本店長 2011年8月 当社取締役ホーム事業部部長 2013年6月 当社常務取締役ホーム事業部部長 2019年6月 当社常務取締役開発生産部部長兼ホーム事業部担当 2020年4月 当社常務取締役開発生産部部長 2021年4月 当社取締役社長補佐 （現在に至る）	400株

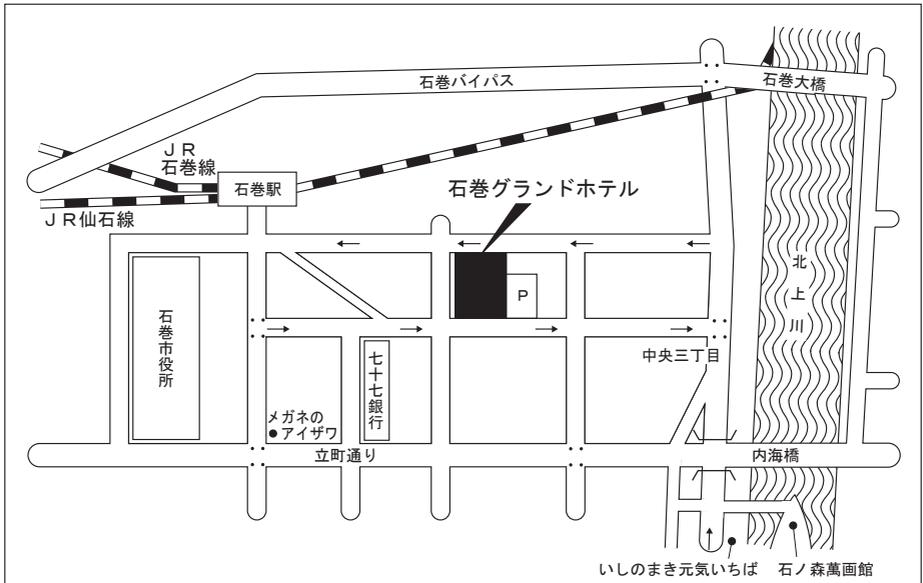
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	阿 部 哲 也 (1968年6月9日生)	1987年4月 当社入社 2007年6月 当社住宅資材事業部仙台支店二課 課長 2011年10月 当社住宅資材事業部仙台支店次長 職支店長代理 2014年4月 当社住宅資材事業部直需部仙台支 店次長職支店長 2015年6月 当社取締役住宅資材事業部直需部 仙台支店支店長 2020年4月 当社取締役住宅資材事業部部長兼 住宅資材事業部仙台支店長 2021年4月 当社取締役住宅資材事業部部長兼 開発生産部部長 2023年4月 当社取締役開発生産部部長 2024年4月 当社取締役住宅資材事業部部長兼 開発生産部部長 2025年4月 当社取締役住宅資材事業部部長 (現在に至る)	500株
5	高 橋 拓 宏 (1970年11月6日生)	1991年4月 当社入社 2011年4月 当社住宅資材事業部木材建材部次 長 2019年4月 当社木構造特殊建築室次長 2020年4月 当社建設事業部木構造特殊建築室 室長 2021年4月 当社執行役員建設事業部部長 2021年6月 当社取締役建設事業部部長 (現在に至る)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
6	高 橋 猛 (1957年10月17日生)	1981年4月 七十七銀行入行 2008年6月 同行審査部長 2011年6月 同行取締役審査部長 2012年6月 同行取締役石巻支店長 2013年3月 同行取締役石巻支店長兼湊支店長 2014年6月 同行取締役執行役員石巻支店長兼湊支店長 2015年6月 同行取締役執行役員本店営業部長 2016年6月 同行常務取締役 2018年7月 七十七リサーチ&コンサルティング株式会社取締役社長 2021年6月 当社社外取締役 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋猛氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高橋猛氏を社外取締役候補者として選任した理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映していただくためであります。また、客観的・中立的立場で取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待したためであります。
4. 高橋猛氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本總會終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております(但し、違法行為等の事由に起因する損害賠償請求等の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



会 場 〒986-0827 宮城県石巻市千石町2番10号  
石巻グランドホテル

電 話 0225 (93) 8111

交通機関 JR石巻駅より徒歩5分